

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第19号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収納の事務の受託者の事務)</p> <p>第9条の3 地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により県税に係る徴収金の収納の事務の委託を受けた者（以下「収納事務受託者」という。）は、納税者から徴収金を収納したときは、納税者に領収証書を交付し、その収納した徴収金を知事が別に定める日までに指定金融機関に払い込まなければならない。<u>ただし、収納事務受託者は、納税者から口座振替の方法により徴収金を収納したときは、領収証書の交付を省略することができる。</u></p> <p>2 収納事務受託者は、<u>前項本文</u>の規定により収納した徴収金を払い込むときは、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>(中間納付額等の還付)</p> <p>第14条の3 法人が法第53条第20項若しくは第72条の28第4項の規定により中間納付額の還付を受けようとする場合又は法第53条第40項の規定により利子割額の還付を受けようとする場合において、<u>地方税法施行規則第6号様式の還付請求の欄</u>に還付を受けるべき金額を記載した申告書の提出があった場合には、それぞれ施行令第9条の2、第9条の9の2又は第25条の規定による請求書の提出があったものとみなす。</p> <p>(身体障害者等に対する自動車取得税の減免を受けようとする者の提示すべき書類等)</p> <p>第32条の4 略</p>	<p>(収納の事務の受託者の事務)</p> <p>第9条の3 地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により県税に係る徴収金の収納の事務の委託を受けた者（以下「収納事務受託者」という。）は、納税者から徴収金を収納したときは、納税者に領収証書を交付し、その収納した徴収金を知事が別に定める日までに指定金融機関に払い込まなければならない。</p> <p>2 収納事務受託者は、<u>前項</u>の規定により収納した徴収金を払い込むときは、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>(中間納付額等の還付)</p> <p>第14条の3 法人が法第53条第20項若しくは第72条の28第4項の規定により中間納付額の還付を受けようとする場合又は法第53条第40項の規定により利子割額の還付を受けようとする場合において、<u>地方税法施行規則第6号様式及び第9号様式中還付請求税額欄中</u>に還付を受けるべき金額を記載した申告書の提出があった場合には、それぞれ施行令第9条の2、第9条の9の2又は第25条の規定による請求書の提出があったものとみなす。</p> <p>(身体障害者等に対する自動車取得税の減免を受けようとする者の提示すべき書類等)</p> <p>第32条の4 条例第77条第1項第2号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免を受けようとする者は、同条第3項の規定により、次の各号に掲げる身体障害者等の区分に応じ、当該各号に定める書類及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する</p>

(1) 略

(2) 精神障害者 知事が交付した療育手帳（以下「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第3項の規定により交付された自立支援医療受給者証（精神通院医療に係るものに限る。）（以下「精神障害者保健福祉手帳等」という。）

2 略

者の運転免許証（以下「運転免許証」という。）を提示しなければならない。この場合において、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する自動車（以下「家族等運転自動車」という。）の取得に対し課する自動車取得税の減免を受けようとする者にあつては、同項の規定により、減免を必要とする理由を証明する書類を添付しなければならない。

(1) 略

(2) 精神障害者 知事が交付した療育手帳（以下「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第3項の規定により交付された自立支援医療受給者証（精神通院医療に係るものに限る。）（以下「精神障害者保健福祉手帳等」という。）

2 略

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。